

介護保険各種負担限度額認定の有効期限は、6月30日までとなっております。
現在認定証をお持ちの方で、今後利用される方は更新手続きを行ってください。

- 各種負担限度額認定とは
- 負担限度額認定（食費、居室費の限度額）
 - 特定負担限度額認定（旧措置者の方）
 - 社会福祉法人等利用者負担軽減（低所得者で一定基準を満たす方）

申請される方は担当の介護支援専門員が役場保健福祉課までご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課（☎ 77 - 3614） 由岐支所（☎ 78 - 1111）

資源ごみ(分別ごみ) 収集について

○美化センターで選別機にかけて分けておりますので、アルミ缶とスチール缶は分けなくても構いません。選別されにくくなるので、缶は潰さないでください。

○果物等の缶、ペットフードの缶、シーチキンの缶、魚肉の缶は、きれいに洗ってだしてください。缶のフタは選別する際に手を切る可能性がありますので、不燃物に出してください。

○缶の大きさは20cm×20cm以上になる1斗缶等は、リサイクル対象外になりますのでお気をつけください。

○洗剤容器では、塩素系の洗剤、及びトイレの洗浄剤は可燃ゴミに出してください。

美波町生ゴミ処理機器設置事業補助金について

美波町では、町内の各家庭から排出される生ゴミの減量化、焼却の効率化及びたい肥として資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、町内に住所を有する世帯の生ゴミ処理機器の購入、設置に対する補助金の交付を行っております。

補助金の額は、町予算の範囲

内で、購入価格の2分の1以下とし、上限額は3万円としております。ただし、補助金額に100円未満の端数が生じた場合、100円未満の端数は切り捨てさせていただきますのでご了承ください。

お問い合わせ先
 役場住民生活課
 ☎ 77 - 3613

南部こども女性相談センターで「心の傷つきのケア」講座を開催します。

夫やパートナー、親しい人からの言動に傷つきつらい思いをされていませんか？

DVやトラウマ、モラルハラ、スメントなどによる心の傷つきについて考えます。

暴力のしくみや暴力の影響、暴力の子どもへの影響、傷つきから回復する方法などについて学びます。

日時 7月9日、23日、8月6日、20日、9月3日 全て水曜日 午後1時30分から3時30分
 場所 南部こども女性相談センター2階 小会議室（南部総合県民局保健福祉環境部庁舎）
 講師 南部こども女性相談センター女性支援担当職員
 定員 20名（5回連続で参加される方を優先します）
 参加費 無料

申込・問合せ

南部こども女性相談センター
 ☎ 0884-24-7115
 FAX 0884-22-6404
 〒774-0011
 阿南市領家町野神319

女性相談について

南部こども女性相談センターでは、DVやモラルハラ、スメント等の暴力被害や家庭内での問題、人間関係など女性の相談をお受けしています。お気軽に電話してみてください。



☎ 0884-24-7115
 ☎ 0884-24-7110
 電話相談 月曜日～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始は除く）
 面接相談 月曜日～金曜日 10時～16時（祝日・年末年始は除く）
 *予約してください。

生涯現役実現セミナーの開催

内容 年金制度の基本的な仕組みと定年後の職業生活設計についてセミナーを行います。

対象者 55歳以上の在職中求職中の方
 日時・場所

・7月17日 14時から16時
 阿南市商工業振興センター